

# 戦時教育と音楽

## ——歌に見る戦時と社会

伊勢 弘志

### はじめに

本稿では、昭和期における戦前・戦中の社会とその世相によって与えられた同時代の人々への影響を考えるために、戦時体制下の国家による要請と、国民の応答とを音楽を通じて分析する。とりわけ、音楽が学校教育において実施されてきたことには特に注目し、国民の統制を図るために明治期から展開された政策によって培われた教育方法との関連性を説明する。

音楽を分析対象とする研究は近年までに進展してきており、それらの成果によれば、明治期では学校教育における德育や国語教育の中で、知識の定着のための「暗記ツール」として「唱歌」が使用されるようになり、国家が国民を統合するための教化方法として機能していたことを説明している。<sup>(1)</sup> また最近の研究では、歌わせようとした国家側と歌おうとした国民との間の関係が、どちらかの一方的な影響ではあり得なかったとする「相互規定性」<sup>(2)</sup> が説明されており、それは歴史学の地域史研究などで国家や組織の画一的な捉え方が否定され、地域の個別性や具体性を求める視点によって研究領域ごとの分析枠組を提示しつつある最近の成果とも合致している。

これらの史学的アプローチによる音楽研究が説明しているように、近代日本における音楽には、イデオロギー注入のための歌詞内容を記憶させる目的や、集団行動の訓練の一つとしての役割が与えられ、教化のツールとして発展した経緯がある。後に、関東大震災（1923年（大正12））によって文化活動の中心地としての東京が機能不全に陥った時には、音楽も含んだ文化的な活動が東京から周辺に伝播し、各地にその地方特有の民謡の創作を促したことがあったため、1920年代には、創作民謡としての労働歌の流行をも背景にして、各地で地方の固有名詞や特産物を歌詞に組み込んだ「地方民謡」<sup>(3)</sup> が多く生まれた。それが、満州事変（1931年（昭和6））を契機として非常時体制が成立していくと、統制の下で軍歌を中心とした戦時音楽ばかりが国民の耳に届いたというのが概説的な説明となろう。本稿では、まず音楽が政策ツールとなった生い立ちを踏まえ、その上で戦時下において活動した音楽人とその影響を考察する。

### 第1節 国民統制政策の中の音楽

学校での唱歌を主とした音楽教育に国家イデオロギーの注入があったことは、もはや指摘を待たないところであるが、それらは何を目的としたのかと言えば、第一には君主制国家の国民づくりと社会主义対策としてであった。殊に、君主制国家としての秩序維持を前提とした徴兵制度を探りながら、帝国主義的な国際情勢に向き合うための軍制確立と強化を目指す陸軍にとっては、自治と学校教育が不可分の問題であった。このことを理解するために以下では、近代音楽が導入

された明治期の教育から、音楽が国民統制政策に規定されて発展していく過程を追っていく。

陸軍が社会主義を排除するための影響を一般社会に与え得たのは、山縣有朋によるところが大きく、山縣は陸軍の建軍を実質的に担いながらも、その一方では、地方自治を担当する内務省において政治家としての実績も積み重ねていた。そのため、陸軍省と内務省は或る時期においては、その頂点に位置する山縣を結節点として政策意図を共有し、同質の政策を同方向に展開し得た。山縣は自身の組閣する内閣期において、また山縣の後継者であった桂太郎の内閣期において、内務省を政策的根拠地として国民教化の政策を展開し、文部省も当該期には共同して学校行政に当たったのである。

その内務省において、自治政策の展開に主導的な役割を果たしていくことになるのは第二次桂内閣において内相を務め、地方改良運動を推進することになる平田東助であった。平田はドイツ留学によって、「国権思想」と地方自治の予備校としての「産業組合」制度を学び、帰国後は山縣系の人脈に位置づいたことで、その政策を実施していく。<sup>(4)</sup>

平田はドイツで、産業革命によって自由経済がもたらされると競争激化のために著しい格差が生じる動向を学習し、また社会政策上これを放任してはならない考えを学んだ。ここから平田には、貧者も資本家と同様に自由な経済活動をするべきで、そうでなければ「貧者は富者を捐疾する」<sup>(えんしつ)</sup>ようになり、社会主義へ傾倒していくとの考えが定着した。また、これを防止するためには貧富の格差を抑制する信用組合の創設の他には解決する方法がなく、組合による中産以下の人民の結合によって、国家には頼らない自治自助の精神が養成されねばならないとするプロシアの自治政をモデルとした地方制度の確立が企図されていくのである。

このような政策意図は、平田が著した『信用組合論』(1891年(明治24))に表れているのだが、その中で国民の自助精神の育成に利用されたのが、二宮金次郎の「報徳仕法」を継承する「報徳社」であった。同著では、これを「日本現在の信用組合」として紹介しており、封建社会の実情に合わせつつ農村財政に成果を収めた報徳仕法が高く評価されている。<sup>(5)</sup>そして、この社会主義対策を含んだ組合制度は「産業組合法」として、「治安警察法」による第二次山縣内閣の法制強化策とともに第一四議会を通過し、1900年(明治33)<sup>(6)</sup>からの施行が決定した。

1903年(明治36)からは、嘉仁皇太子(後の大正天皇)の補導に就いていた有栖川威仁親王の引退に伴って、皇太子の地方巡啓にも山縣らの国民教化の政策が導入されることになる。<sup>(7)</sup>それまでの皇太子巡啓では「微行」が方針とされてきたが、1903年を境に変化が表れはじめ、皇太子の乗車する鉄道が全行程にわたり「御召列車」へと変化した上に、巡啓先では「お迎え」が予定された。その奉迎においてもホームにあがる一般入場者には資格が設けられ、お迎えの作法についても「最敬礼は躰の上部を前方に傾け両手を直垂し掌を内にし膝頭に及ぼし脚部は屈す可らず」と厳格な要請がなされるようになった。

また学校への巡啓が増加し、皇太子を迎える学校では児童によって「君が代」が斉唱されるようになる。「君が代」はこれ以後、奉迎行事として各訪問地の学校で開催される連合運動会へと踏襲されていく。

この後の奉迎では、学生による捧銃・脱帽と直立不動・君が代斉唱などによる統一された礼法が定められ、画一規定化が進んで、現地の民衆は空間演出のなされた舞台において「儀礼」を行うことになった。これにより、従前の微行は形式化された奉迎へと変化したこと、「儀式」と

しての巡啓が展開されていくのである。

このような教化政策を意図した巡啓の中では、公共設備や營造物・建築物も役割を担っている。日露戦争後の行啓先となった鳥取では、行啓に合わせて鉄道路線が開通したことによって県内が一つの路線で結ばれた。道路の舗装なども進められ、また電気も「鳥取市で皇太子が訪問する日に合わせていっせいに点灯されるよう準備が進められ」<sup>(8)</sup>ており、公共事業の導入があった事が示される。

1908年（明治41）時の「東北巡啓」では軍事演習の見学が組み込まれた他、鳥取と同様に電灯の整備があり、電話の開通も併せて行われ、皇太子夫妻の肖像写真の販売も開始された。

これらの巡啓にあわせたインフラ整備には、恩賜によって近代化が実現されるという政策論理が含まれている。街灯の一斉点灯について見れば、皇太子がもたらしたイルミネーションは視覚に訴えた「近代」の具現化であり、また皇太子が前日まで真っ暗だった地域の夜を明るく照らすのは、皇祖神たる太陽神・天照大神の子孫としての役割によるのであった。つまり、近代インフラは巡啓時に整えられることで、国家権威を表現する方途となるのである。これは各地の要所に出現した御宿泊所としての近代建築物にも同様の役割を与えていた。そして奉迎の国歌斉唱に見るよう、音楽も同政策のツールとして発展していくのである。

## 第2節 二宮金次郎のうた

明治後期からの学校行政は、上述のような国民教化政策による要請を環境としながら、地方自治と連結しつつ進められていくことになるのだが、それは内務省での産業組合と報徳社との連動性が顕著となる過程ともなっている。

国家意識の高揚する日露戦時中の1905年（明治38）が二宮尊徳の没後50年にあたったことをきっかけに、静岡県掛川町の遠江国報徳社では「二宮尊徳五十年祭」（4月2日）が催された。掛川では駅通りに2本の大幟が飾られ、連雀町の中央にはアーチが出現し、また各家が国旗を掲揚してこの日を祝ったという。

式典には平田が出席しており、岡田良平と一木喜徳郎の兄弟や、慈善事業の観点から報徳思想を信奉していた内務省嘱託の留岡幸助なども参加している。これが、産業組合を発展させる観点から内務省に評価され、東京でも戦争が終結した11月に「二宮尊徳五十年祭」が開催されることになった。東京では上野の東京音楽学校講堂で開催され、以前までは民間による運動であった報徳運動が官制運動となるのである。

この五十年祭を契機として、平田と岡田は「中央報徳会」を立ち上げ、「教育勅語」の精神を奉戴する「産業組合中央会」と共同し、在郷軍人会、赤十字社、産業組合会の設立育成を行なうことで、全国の町村に政争や階級闘争を否定する教化活動を指導しようとした。そして、その後の第二次桂内閣下において平田が内相に、一木がその次官になると、一連の運動を統合する「地方改良運動」として大規模に展開されていくことになる。「中央報徳会」は、ここから地域における「内務省の別動隊」として地方改良運動の指導的役割を担う機関となつた。これは、そもそもの報徳運動が朝政を誹謗する者を許さずに村落の救済に勤めるものであったため、内務省が社会主義や政党運動と対立する政治過程においても、非政治性を訴えながら町村の教化活動としての在郷軍人会、産業組合会等の設立育成を行うことができたことを示している。

平田らの内務省は、病院や貧者救済の施設を設立することによって、慈善事業としての救貧政策も取り込みながら、それらが「恩賜」による慈惠の成果であるとアピールすることで、社会主義対策の論理も展開していった。

このように国家行政の指導による地域の環境づくりが行われていく中で、内務省と共同歩調をとった文部省もまた教育機関に教化政策を下達していく。具体的には、内務省の意向を受けた小学校教員が学校の外にまで動員されていくのであるが、それは内務省が説こうとする「公共心」の育成を担った教員が、地域の模範者ともなって郷土を教化することを意味した。平田らの内務省は、報徳社が地域で果たしてきた役割のように、学校を「公共心」育成の場として位置付けており、地方長官会議によって小学校教員を動員することでこれを実現させようとしたわけである。そして、道徳涵養としての儉約生活が勧行された。

教員の動員は、地域における「自助的自治」と学校の教育方針とを合一させ、それにより、小学校は地域の教化活動装置として機能するようになったがために、報徳思想による儉約勧行も説得力を増していくことになった。こうして、道徳の涵養を通念とする社会の創出が企図されたのである。

また「学校行事」も国民教化に活用されていく。学校では愛國的人物を記念する行事や、軍事的記念日にまつわる儀式が挙行されるようになっていき、平田が起草した国民への訓戒である「戊申詔書」の発布後は、この詔勅も儀式ツールとして活用された。小学校では町村民を校庭や体育館に集合させて奉読儀式を行ったが、その際には学校教員が詔勅の精神を伝播する役割を担った。

これらの教育勅語・戊申詔書の規範性を習得させる訓練が定着する過程において、教員による奉読は、「自治育成の教化の場」として位置づく学校と、「郷里の指導者」として規定された教員の存在を視覚化する儀式であったが、この経過は、嘉仁皇太子の巡啓における奉迎規定と相関しつつ、儀式に参加し毎回所定の反復動作を行わせることで国家権威の内面化や支配の貫徹を図ろうとする手法が定着していったことを示している。

さらに、同時期の学校行政では教科書の改訂も進められ、教材において「祖先崇拜」と「家族間の義務と道徳」が強調されることで、家父長的な秩序の構築が方向づけられている。学校において道徳教育を担った教科は修身であるが、1904年の「国定教科書」化を通じて、德育の教材となったのは二宮金次郎であった。それも、地方改良運動期になると、軍国主義的な内容とともに金次郎が急増していく。

もともと金次郎は、1890年（明治23）の検定制度の影響下におかれて以来、教科書に登場していたが、「産業組合法」が成立した1900年（明治33）から「修身教典」に登場し、2年後には幼年唱歌としても表れて、その中で「勤儉力行」が唄われた。1911年（明治44）からは「尋常小学校唱歌」となって登場する。

「柴刈り繩なひ草鞋をつくり、親の手を助け弟を世話し、

兄弟仲よく孝行つくす、手本は二宮金次郎」

によって児童に教えられるのは忠孝の徳義であった。

金次郎が学校教育に登場するこの段階的な過程は、山縣らの人脈形成の進展に伴う政策展開の力の増大と比例しているのだが、社会主義対策としての産業組合や、家父長制秩序を強調した巡

啓と共に、通俗教育を担う唱歌の導入も図られているのである。なにより、「骨身を惜まず仕事をはげみ、せはしい中にも撓まず学ぶ」ことを説く金次郎の姿は、日露戦後経営によって国民に担税力を求めた地方自治の政策意図を表現していた。

### 第3節 唱歌に見る自治政策の意図

地方改良運動では勤儉とともに貯蓄の奨励が骨子となつたが、平田らの奨励する貯蓄とは郵便貯金を対象としてのことであった。ところが、郵便貯金は普通銀行に利害をもつ政党人の利益に抵触するために、貯金奨励の仕方が政治問題化した。<sup>(11)</sup>

内務次官の一木は政党に対して、郵便貯金の勵行によって「勤儉貯蓄」が鼓舞されれば、社会全般に貯金を促進することになり、普通銀行にも利益をもたらすことになると説明したが、しかし実際には「地方長官→郡長→町村長」の行政ルートの末端に三等郵便局長が存在していたため、内務省はそのルートによって郵貯の勧誘を優先的に行つた。この三等局長というのは、1888年(明治21)の「三等郵便局長採用規則」によって就任資格が定められたもので、実価200円以上の土地または家屋を所有する20歳以上の男子から採用されており、さらに県令から推薦された者の中から、駅逓頭が審査を行なうことで任命された。しかも局長には局舎の提供義務がありながらも、必ずしも報酬がなかつたため、生活に余裕のある者にしか務めることができないものであり、また世襲制を含んだ名望家による名誉職として機能した役職であった。そのため、「三等局長は様々な役職を兼ねた有力者として君臨していた」として評価され、内務省が維持しようとする地方秩序の支え手であるのと同時に、貯蓄勵行政策の基盤にもなつていたのである。<sup>(12)</sup>

そして、唱歌研究の分析視角にこれらの政策意図を持ち込んでみれば、その意図の反映された教材として改めて唱歌を評価できる。

まず、『尋常小学校唱歌科児童用』(1905年(明治38)検定済)に登場した「郵便貯金唱歌」を見てみたい。この唱歌の作詞は「鉄道唱歌」と同じ大和田建樹で、作曲は東京音楽学校によつた。もともとは埼玉県の三等局長協議会における発案により作られたと言わわれているので、それによれば政府政策ではないわけであるが、平田や一木が貯蓄奨励を進めていた過程で登場している点や、またその時期に貯蓄の勵行をアピールする方途として唱歌が選択されていることには、国民統制の影響に規定された政策の産物であったことが窺える。15番まである同曲の歌詞の中では、

「学校病院育児院 貧民盲唚の院たてて  
人を救うも教えるも 基となるは只金ぞ  
陸に陸軍たたかうも 海に海軍たたかうも  
先だつものは軍費のみ 金なく国は兵弱し」

と歌われており、ここには先に述べた「恩賜による慈惠」の論理も反映されている。だからこそ国定教材に採用されたのであるし、作成者らも当然に内務省の政策意図へ配慮した結果であろう。

また、1911年に刊行された「国民教育日本唱歌」(作詞芳賀矢一、作曲田村虎蔵・松岡保)についても言及できる。「日本唱歌」では、日本の風光明媚な地理や風土が謳われており、例えば歌詞の中では、

「我が日本の国体は、世界万国無きところ。遠き神代の昔より、君臣分は定まれり」

と、その内容は一見して解かる通りに国民を教化する役割を担っているが、12番では以下のような歌詞も見られる。

「郵便、電信、通信の、便利はいふも愚かにて、今は全国都会の地、長距離電話自在なり」

皇太子巡啓によって電信や電話が架設されるインフラ政策の全国展開と同時期に作詞されたこの内容は、地域にもたらされた近代化の恩恵を高唱しているのであり、作者の意図が如何であろうと、政策に加担していることは指摘されるべきである。

そして、学校では祝日大祭日や卒業式が重要な儀礼として定着してきたが、この1911年に『尋常小学唱歌』がつくられると、唱歌もまた「儀式唱歌」として役割を果たし、その中で発展していくことになる。

これらの一連の国民教化装置は、第二次桂内閣期に体系的に整えられるが、その後も第一次大戦後の国民に対する精神指導の施策として「勤儉力行の美風を作興」することを指導した「民族涵養運動」<sup>(15)</sup>や、1924年（大正13）以降の「勤儉奨励運動」の中に残されていく。

#### 第4節 音楽人たちの戦争協力 ー戦争加担システムと音楽の生い立ちー

これまで音楽を教化装置とする政策意図と論理を確認してきたが、ここからは戦時において音楽が果たした役割を考察していく。

現在でこそ学校行事で歌われるのは校歌であるが、校歌制定が求められるのは政策の展開に比せば意外にも遅く、大正期を通じて徐々に広まりつつも、昭和期の国民総動員体制期に至るまでは全国的な定着がなかった。校歌は、文部省の影響下にあった学校教材と共に、教化政策に規定されながら作成されていくことになるが、それらの校歌の作詞者には北原白秋・西條八十、作曲者には山田耕筰・信時潔・弘田龍太郎らが他を圧して多いことはよく指摘されるところである。彼らは、公的な教育を担った意味において紛れも無く大衆の国民化政策に加担し、「国民歌謡」というジャンルを成立させていった。北原や山田の校歌には、「皇国」・「皇祖」など戦前の国家イデオロギーを示すキーワードがあふれており、それは戦時体制への協力意識や国家意識の高揚を企図して作成されたという事実である。

満州事変を契機とした非常時体制の構築が求められていく中では、文化の領域においても国民の統合と国家意識の強化が求められ、またその一環としての音楽文化運動では、音楽の振興と社会的普及が目指された。特に、1933年（昭和8）11月11日から実施された「音楽週間」では、举国一致を目指した音楽コンクール・学芸会・連合音楽会などが教育現場における唱歌教育として実践されており、唱歌が昭和期に至ってもなお国民教化の政策ツールとして継続されていたことを示している。

その後の日中戦争は、内務省による検閲が強化される大きな契機となつたが、レコードを中心とした音楽に対する統制もまた強化された。軍歌などの時局に対応する歌は、商品としてレコード各社の争奪の対象になり、放送局は「国民歌謡」と称する番組で軍歌を扱つた。<sup>(16)</sup>盧溝橋事件を機として始まったこれらの放送は、ヒット曲として知られる「椰子の実」なども生んだが、次第に軍国主義の色彩を強め、戦意高揚の役割を担うことになっていく。

こうした中で、例えば西條八十は、

「おいでと言えば にこりと集まる 仲の良い良い隣組

夢は楽しい共栄圏よ 男に負けたら昔の女 今じゃ日本女で護ろう」

との「花の隣組」の詞を書いて、隣保扶助の論理で国民同士に相互監視を役目付けた隣組と、そこでの務めを果たす女性を鼓舞しながら、理念としての「大東亜共栄圏」を賛美している。

また、同じく西條の「若鷺の歌」では土浦海軍航空隊に一日入隊した体験を基に、予科練生募集を目的として、「大和魂」が謳われている。

北原白秋の歌詞においても同様で、「大和の光ここにして今こそ被へ神ながら」と歌う「大陸日本の歌」では、海外領土を前提とした「大陸日本」をタイトルとして、国体の至高性を讃えている。

戦時期には、翼賛体制の下で「日本文学報国会」、「大日本言論報国会」など文化領域における知識人らの統合を目的とした組織化が進めたれたが、音楽についても1941年（昭和16）には、「日本音楽文化協会」が内閣情報局の主導によって設置された。日本音楽文化協会の会長には、尾張徳川家の当主で貴族院議員の徳川義親が就任したが、副会長には先の「大陸日本の歌」を作曲した山田耕筰が就いている。

現在では、山田は「大満州国国歌」などの作曲を手がけたことから、日本近代音楽の父としての評価と同時に、音楽による戦意高揚に最も主体的に取り組んだ人物とされている。実際に、山田の手によって戦争にまつわる曲が100曲以上もつくられており、また1941年9月には、ナチス党政権下のドイツにおいてその理想を広めるため、あるいは忠誠心を高めるために祭典の企画などを担当していた「歓喜力行団」をモデルとした「演奏家協会音楽挺身隊」を結成し、自らがこの隊長に就いている。山田らは、音楽の軍国主義化を受け容れたばかりでなく、自身の作品を進んで戦争目的に合致させ、確かに自発的にも加担したのである。

西條八十も書いていた隣組は、本稿の第二節で述べた明治期の内務省政策を前史として創設された統制装置であったが、学校教育においても、国家的な学校行事を基軸とした統合の論理が継続されていた。その代表的なものは勿論「四大節」で、それぞれの記念日に合わせて歌もつくられている。児童を対象とした音楽においては、やはり北原白秋が『日本愛國唱歌集』を刊行しており、その性格は軍歌全集としての内容となっていた。<sup>(17)</sup>

これらは、学校での唱歌教育を基礎に国民性の涵養を理由として、不斷に児童に働きかけていく。そして1940年6月には、陸軍防空学校が音感に着目して、国民学校での音楽教育を実践的な軍事利用へと転用することが企図されるようになった。<sup>(18)</sup>

この音楽の転用は、音楽を軍需品として評価し、児童に所謂「絶対音感」を身につけさせることで、敵機が来襲した際にはそのエンジン音から敵機種を選別させるという主旨である。これが文部省の指導によって国民学校に要請されると、音楽関係の教育者たちも積極的に協力した。「聴覚訓練」に関する座談会では、「皇国民が背負わなければならない大きなものは、国防と産業、さういう方面に順応して役に立つやうな耳を作つて行かなければならぬ」との意見が述べられ、音楽は軍事産業の中に位置づいた。<sup>(19)</sup>

挺身隊の「竹槍訓練」に比せばいくらか実用的であるかもしれないが、このような非合理的な教育をも音楽が担ったのであり、さらにこれを、児童の個性を尊重する自由教育の実践者として知られるクリスチャンの小原國芳も「国防上より特に音楽教育を一層高唱いたします」として支持

した。小原によれば、近代戦とはプロペラ・弾丸・機械による様々な音で構成されており、聴覚訓練は兵士の育成に有用であるとする根拠が、教育者側からも示されたのである。

そして、この1940年の11月には、国家の祭典としての「皇紀二六〇〇年記念式典」が催され、「紀元二千六百年」のレコードがコロムビア、キング、ビクター、ティチク、ポリドールの5社から発売されると、音楽が戦時産業として定着するための更なる大きな機会となった。これより約1年後に「開戦の詔書」が出されると、東條英機内閣は閣議において毎月8日を「大詔奉戴日」として奉祝することを決定し、「大詔奉戴日の歌」も創作された。奉戴日には、早朝から各地域の氏神神社に集まり必勝祈願を行ったが、これも内務省政策の展開過程で、皇室を頂点とする氏神產土信仰の体系化を企図した「一村一社政策」において、神社の地域に対する求心力を政治利用した経緯を前提としている。

第二次桂内閣期の神社統合は、平田東助ら内務省による規律的な農業生産改良運動と並行して進められ、地域に新たな生活リズムをもたらすよう方向づけられたが、学校教育でもその頃から、学芸会・運動会等で音楽の表演が行われているのであり、<sup>(21)</sup>このような近代教育としての音楽が画一行動の体感や、行事と結びつくことで集団的記憶をつくる役割を担ってきたからこそ、戦時産業としても認知されたのである。

## 第5節 音楽に見る社会の実態

これまでの内容では、明治期に展開された政策の論理が学校教育や地域共同体の中で継続されており、催事による国民統制は戦時期の教育においても継承されて機能しているように見える。では、音楽を方途とした支配は貫徹していたのであろうか。本節では、戦時教育に加担した歌と作者を通じて支配の実態を考察する。

国民の間で歌がうたわれたのは学校やラジオの他に、出征兵士の壮行を行う戦時動員の際であった。出征では、その地域が兵士を見送るのが儀と变成了が、その際の見送りの儀式では「日本陸軍」<sup>(22)</sup>がよく歌われたという。

「天に代わりて不義を討つ 忠勇無双のわが兵は 歓呼の声に送られて  
今ぞ出で立つ父母の国 勝たずば生きて還らじと 誓う心のいさましさ」

で知られる歌であるが、戦局が進むにつれて次第にこれが歌われなくなり、日中戦争期には「戦友」が歌われたという。ところが、この「戦友」では

「ここはお国を何百里 離れてとほき満州の  
赤い夕日にてらされて 友は野末の石の下」

と歌うので、陸軍省は戦意喪失の悪影響を懸念して、出征壮行時のための新曲を募集することになった。これが「毎日新聞」の企画として行われた結果、「進軍の歌」と「露營の歌」が選ばれ、レコードのA面・B面のそれぞれに収録されて発売された。発売してみると、国民の間には「進軍の歌」よりもB面が人気となり、「勝ってくるぞと勇ましく」・「手柄たてずに死なれよか」の「露營の歌」が歌われるようになった。<sup>(23)</sup>

しかし、それも日中戦争が長期化する中でまた新たな見送り歌が求められる。今度は講談社が募集したもので、曲名もそのままに「出征兵士を送る歌」である。

「わが大君に召されたる 生命光栄ある朝ぼらけ 讀えて送る一億の  
歓呼は高く天を衝く いざ征け つわもの 日本男児」

この歌が選定されると、レコードとラジオの普及を背景に定着した。

他には、1937年（昭和12）9月の内閣情報部（後の情報局）による、国民が永遠に愛唱し続けられる国民歌を創出するための新曲の公募がある。募集の要件は、「勇ましい行進曲風のもの」で、「帝国永遠の生命と理想とを象徴し」て国民精神作興に資するものであった。うどん1杯の値段が15銭程度であった30年代で、賞金千円がかけられたのに対して、歌詞の応募総数は5万7千強であったそうであるが、一等当選歌となつたのが森川幸雄作詞の「愛国行進曲」（作曲は「軍艦マーチ」を作曲した海軍軍楽隊出身の瀬戸口藤吉<sup>(24)</sup>）である。皇國による八紘一宇の精神をうたつた同曲は、日比谷公会堂から全国放送され、レコード各社の競作で100万枚を越える売上を出した。情報部としては、それまでの官庁選定歌が流行らなかつたことへの反省もあり、「国民精神総動員実施要項」に合わせての一大企画だったのである。

しかし、戦時期を通して愛唱された曲を並べてみると、実は官選による華やかなマーチを除けば、哀愁を強く感じさせる歌ばかりが目立っている。1937年の「海ゆかば」などは、「国民精神総動員強化週間」に利用されはしたが、その利用は戦意高揚よりもむしろ英靈を迎える儀式歌としてのものであった。果たして、このような現象の中で音楽は国家イデオロギーを支え得たのであろうか。この問題を考察するために、各時期に流行した軍歌に着目することで戦争観の変化を読み取ってみたい。

先にも触れた「戦友」はそもそもは日露戦争期につくられた歌で、当初は「戦いすんで日が暮れて」と題されていた。

「戦いすんで日が暮れて さがしにもどる心では  
とうぞ生きて居てくれよ 物なといえと願うたに」

と、戦場で戦友を探す心境が歌われている。

日露戦争では赤十字社の活動を背景として、戦闘終了後に日露両軍が合意のうえで戦死傷者を探索・収容するための「戦場掃除」の時間が設けられていた。つまり同歌の場面設定は、兵士を探す戦場掃除なのである。

ところが、朝日新聞社選定による日中戦争期のヒット曲である「父よあなたは強かった」（39年1月発表曲）では、

「兜も焦がす炎熱を 敵の屍とともに寝て  
泥水すすり草を噛み 荒れた山河を幾千里」

となっており、戦場において戦死者が放置されて処理のない様子が歌われる。ここには、日中戦争の拡大によって輜重や兵站など補給のマネージメントが不十分な様子が露呈されてしまっているわけである。

これが、ノモンハン事件をモデルにした「空の勇士」（1940年1月発表曲・讀賣新聞懸賞当選）では「恩賜の煙草いただいて明日は死ぬぞと決めた夜は」となり、さらに、1945年の段階で国民合唱歌として流行った「勝ち抜く僕等少国民」に至っては、

「勝ち抜く僕等少国民 天皇陛下の御為に死ねと教えた父母の  
赤い血潮を受けついで 心に必死の白櫻 かけて勇んで 突撃だ」

として、もはや死ぬことが自明の前提になってしまっている。

戦時期において永く愛唱された歌とは、これらの悲壮感や哀愁の雰囲気が強い曲調のものが多く、国家が推奨したはずだった勇壮な歌が一時的にもてはやされることがあっても、戦争が長期化すれば戦死者や傷病者のあることは覆いきれないため、「屍とともに寝る」ような過酷な環境の様相が知られていくようになるし、むしろその悲壮感を分かち合う体験の方が国民の内心に訴えかけるものがあったということである。そして、その段階での音楽は「死」に対して価値づけるツールとして機能したということも指摘できるのである。

国民に対する支配の拘束力がどの程度であったのかをもう少し考えるために、政策の実施に少年期を過ごした手塚富雄によって証言されている当時の社会的雰囲気を以下に引用する。<sup>(25)</sup>

「子供たちにとって、日露戦争の將軍の名ほど耳に熟しているものはなかった。〔中略〕  
どういうことをなかだちとして子供たちがそれらの英雄たちに親しんできたかといえば、絵本よりももっと素朴なもの、パとかメンコとかと私たちの町で呼ばれていたものに描かれていた絵模様によってであって、一銭店やにならんでいるそれらのオモチャは、ぐりかえしきりかえし、これら巨人たちの肖像を図案の資源にしていたのである。」<sup>(26)</sup>

手塚は、他にもオモチャ類の日本兵とそれに負かされる外国兵の図案によって清やロシアへの蔑視観を覚えていたことを記しており、外国人に対する蔑称を覚えたのも「そういう絵のかもし出す空気においてであった」と述べる。ただし、これらの内心への影響については、

「幼い心にひそむ英雄主義をどのくらいあおり、その魂にどのくらいの浸透力をもっていたかといえば、角目だてていればとにかく、本質的には、それほどことはなかったとも思うのである。なんといっても、幼な子の生活には、たえず母親のあとを追ったり、にぎやかな場所へつれていってもらったりすることが、過ぎさった戦争の絵よりは、はるかに大事なことだった。」<sup>(27)</sup>

以上の証言によれば、修身教育において意図された国家に対する忠義や奉公の感覚はむしろ教科書よりも玩具によって与えられていたのであり、政策意図を伝達したのは学校教育によってではなかった場合もあったことになる。

またこのような政策の錯誤は、小学校の校庭の建てられた「金次郎像」からも看取できる。二宮金次郎像の全国的な普及の発端は、1928年（昭和3）9月～11月に開催された「御大典奉祝名古屋博覧会」であった。博覧会ではこれが好評を得て買い上げられると、製作者はここから不景気と向き合う社会的雰囲気を読み取り、「これをうまく宣伝して学校に売り込めば必ず商売になるに違いない」との確信を抱いて同僚に相談すると「勤儉力行、修身教科書のお手本である金次郎像を、すべての学校に建設してもらおう」との考えに至ったといふ。<sup>(28)</sup>

金次郎像を大量生産して学校に売り込もうとするこの発案は、他の岡崎の石材業者仲間からも期待され、石工らが東京で開催された「全国小学校校長会」の会場にも金次郎像を持ち込むと、これがきっかけとなり全国に認知される。こうして金次郎像は、その作り手である石工らの営業努力によって次第に朝鮮・台湾への輸出までも行う規模にまで拡大され、この後に金次郎像の全国的な需要を認めた富山県高岡市の鋳物業者らが銅像の金次郎像を大量生産し、それらは後の金属回収によって供出されるまで全国に広く出回ったのである。

金次郎像は斎藤実内閣が不況の脱出を要請して掲げた自力更生による緊縮・質素生活に合致し

て、ムーブメント化することができた。これはつまり、石工たちが国家の政策に取り込まれることなどなく、したたかに政策に便乗して利益を計っていたことを示している。但し、自己利益の追求と同時に石工らは報徳思想の担い手に自ら位置づいたのであり、もはやこの論理を否定することのできない存在になっていたとも言い得るのである。

石工らの行動は、政策意図を読み取りつつも全くそれを自己に内面化させずに利益追求する者が返って政策を媒介する存在に位置づいたことを示しており、政策主体者の思惑が果たされずとも結果的に目的に適った社会状況の創出をなし得ていたことを看取できる。

しかし、修身教育の主題として音楽にも出現した金次郎の唱歌は、1941年（昭和16）の「ウタノホン」でその姿を消した。即ち、政策手法が継続されていても、かつての政策意図は継承されていなかつたことを示しているのである。

## おわりに　－文化の建設意識と音楽－

日中戦争期には、大陸における日本の戦争が東亜に新たな文化を建設するものとして鼓吹された。例えば、戦場から撤退する「支那兵」が橋を破壊し、鉄道を破壊して退いていくのを、「皇軍」は架橋し敷設して進軍していくことが、戦場の兵士たちに対して「大東亜建設」のための戦争であるという文句の説得力をもつたのである。<sup>(30)</sup>

これらの意識は、英米の民主主義を超克する「次なる政治段階」としての「衆議統裁」形式を目指した翼賛体制の中で論理づけられ、「文明開化」以来追随してきた同時代の文明よりも価値の高い「精神文化の開花」を担っているという、新文化建設の意識を広めた。

こうした状況を踏まえた上で音楽教育を顧みれば、学校教育においても1936年には既に、尋常小学校唱歌の編纂趣意書で、東京音楽学校校長の乗杉嘉寿（日本音楽文化協会の顧問にも就任）が、日本は永年の素養を以って新しい材料を取り入れる事で「立派な文化の建設を試み」ているにも拘わらず音楽が未発達であるとして、

「ドイツが百年前に於てはまだ国民としての音楽の教養のなかつた民族が、過去百年間に造り上げた彼等の國民性といふものは、音楽の教養に於て之を見出すことが出来る。」<sup>(31)</sup>  
と、音楽が文化政策に貢献し得ることを主張していたことが解かる。

そしてその後の「文化建設」の意識は音楽雑誌においても、

「戦争の役に立たぬ音楽は今は要らぬと思う。皇国の光となるような永久的な文化の建設が必要なことはいうまでもないが、目前の戦争に勝ち抜いてこそ永久的な文化も考えられる。今我々は此の大戦争を通じ曠古の天業を翼賛し奉っている。此の大戦争にかちぬかなければ日本の文化はない。」<sup>(32)</sup>

と訴えられ、文化建設の要請に応答しようと意識形成されたことが解かる。これは、音楽人たちが音楽の普及に努めてきた経歴があったからこそ、戦時スローガンにも便乗する素地を有していたということではなかろうか。

文化人らは石工らと同様に、戦争協力によって活動を維持できた。これは自己を体制に位置づけることで、排除の対象としての存在から支配側の一部に変化することであり、体制に溶け込んで活動領域を得ることである。しかし、彼らはこの自ら行う「属領化」によって、公的な活動領

域を得ると同時に支配政策の規定から免れ得なくなった。反対に為政者から見た場合には、必ずしも支配の論理が内面化されていない者に自ら進んで活動領域を与えることになるため、影響を与える主体であるのか、反対に影響される客体となったのかという問題において、両者の主客関係は転倒する。

アジア太平洋戦争以前には流行した軍歌などは殆ど見つけることができない。国民にとっては、それ以前の戦時とは異なり総力戦段階の「戦時」であったことが、哀愁への共感による流行り廃りを生み出していたのであろう。

また戦時の流行歌の誕生は、教育音楽が好まれ難かった反省を経てのものであったが、但しこれにはレコードの普及によって音楽が浸透したことにも影響している。レコードでは歌詞が一面に吹き込める分量にならざるを得ないため、何れの曲も一定程度の長さとなった。その結果、明治期の唱歌のような暗記ツールとしての利用が出来なくなってしまったのである。しかしそのために、単調で延々と続く歌詞が廃されると同時に、音楽に芸術性・技術性も要求されるようになったことで、音楽性そのものが進歩した。スマトラのパレンバンを攻撃した陸軍落下傘部隊をモデルとした「空の神兵」は、1942年に発表されてから愛唱されていくが、軍歌中の傑作として音楽性が評価されている。つまり日本の音楽が戦時の統制を通して発展した側面もあるのである。

音楽教育を含む支配政策では、画一行動による経験を集団的記憶として形成させて、それによる一体感や帰属意識を以って統合せしめることを意図した。この中で「体感」したことは、その後も似通った状況や雰囲気に遭遇するなどのきっかけがあれば思い出すであろうから、同時代人に国家意識の影響を与え得たであろう。

支配政策には権力側の意図を社会に具現化した性格があるが、それによって新たに生み出された価値や秩序が社会で規範化すれば、今度は社会の方がその規範に基づいて再構築していく。法律であれ制度であれ既に成立して社会に実在していれば、それらは自身の暮らす共同体の意思として規範性をもつため、人々は概してそれらを自然環境と同様に受け容れるであろう。人々にとって共同体の再構築は現実の具体的な変化であるため、その規範は擬制であっても実際の拘束力をもって迫ってくる実態である。この意味において、政策意図が制度化されることは、創られた規範が実態として現実的に裏付けられることを示している。またその際には、人々にとっては天然自然よりも擬制の方がずっと現実の生活なのであるから、規範こそが自身の暮らす環境そのものなのであり、支配政策を合理化していた社会通念も拘束力のある論理となっていたことを指摘し得る。

個人にとって自己否定や社会通念を破っていくには確固たる信念が必要なのであり、謂わば特殊な人にならない限り難しい。実際の政策では、支配者の思惑が果たされない逆効果もあったわけだが、しかし催事などにおいて一体感や国家意識を過去に経験している場合には、その過去を自ら省みることは困難であろう。つまり、一端裏付けられた規範は、時間が経過するほどに慣性を發揮し、個人の体験の中に足跡を残して、個人を拘束していくことになるのである。

翼賛体制下での音楽は統制の対象として管理され、国家イデオロギーの喧伝を担った。この中で音楽人たちは、自身の所属する環境で通念化された規範や「常識」と、内面の「良識」の間を揺れながら過ごしている。しかし、石工たちのしたたかな営業にも見るよう、音楽家らは音楽普及に有益な戦時への参入を自己目的の追求に取り込んで、音楽を発展させていった。戦時体制

構築に加担した西條八十などが、戦後は全く違う詞を書いているのはそうしたことの表れであろう。

本稿では、流行歌の内容から同時代認識としての戦争観へのアプローチも行った。音楽がその時代の世相を反映しており、とりわけ流行歌などがその時代の社会的な関心や問題を表現していることは周知のことであろうが、反対に、音楽を対象にしてその時代を評価していくことは難しいし、蓄積も未だあまりないためである。しかし、他の研究領域の蓄積や視角を用いてみれば、音楽はその時代の社会的推移と同時進行的な認識をつかみ取る資料になり得ることを指摘して一端の結論としたい。

#### 〈注〉

- (1) 例えば代表的な成果として、塚原康子『明治国家と雅楽』(有志舎、2009年) や、中山エイ子『明治唱歌の誕生』(勉誠出版、2010年) など。
- (2) 渡辺裕『歌う国民』(中央公論新社、2010年)。
- (3) 山東功『唱歌と国語』(講談社、2008年) 128～136頁参照。
- (4) 平田がドイツのシュルツェ・デーリッッシュの推進した信用組合によって隣保相依の自助的な自治を学んだ経緯や、その自治の実現のために二宮尊徳の報徳思想・報徳社が利用され、政党排除の性格を有したことについては拙稿に述べた。  
また右では平田が報徳社を活用する過程で岡田良平・一木喜徳郎兄弟が山縣閥に位置づいたことと、彼ら「山縣閥」が学校教育においても報徳思想を利用した事が二宮尊徳の現在までに至る全国的な認知の原因となったことを述べた。〔拙稿「国民統制政策における銅像と社会」(『駿台史学』第140号) 参照〕。
- (5) 平田の執筆した報徳社の紹介内容については、1891年7月に内相・品川の指示によって箱根湯本の福住正兄(二宮尊徳の四大高弟の一人)を訪問調査したものによることが確認できる。〔『明治大正農政経済名著集』第3巻、31頁参照〕。
- (6) 拙稿「明治後期における内務省の政策論理と兵事行政」(『軍事史学』第48巻第2号) 参照。
- (7) 拙稿「嘉仁巡啓」に見る国民統制政策と政策主体」(『日本歴史』750号) 参照。
- (8) 原武史『大正天皇』(朝日選書、2000年)、110頁。および、『皇居前広場』(光文社文庫、2004年)、118頁。
- (9) 岡田の家は祖父から三代にわたり報徳運動を実践してきた家柄で、中でも良平の父・良一郎は二宮尊徳の四大高弟に数えられる運動家であった。良平は第二次山縣内閣期に文部省参与官となるが、それは「内村鑑三不敬事件」を訴追し、山口高等中学でのストをまとめあげた良平の実績が評価された結果と思われる。また一木喜徳郎は良平の実弟であるが、一木もまたこの後に平田の下で政党による議会政治を否定しつつ産業組合の発展に力を注いでいくことになる。
- (10) 『内務省史』第2巻。大震会編。(地方財務協会、1970年)、435頁。
- (11) 升味準之輔『日本政党史論』第4巻(東京大学出版会、1968年)、9頁参照。多くの政党人が地方の貯蓄銀行・普通銀行において利害を有していたことが示される。
- (12) 「予算員会第二分科会会議録第二回」1909年2月2日。第25議会、『帝委・衆』49・234頁。
- (13) 『郵政百年史』第7巻。郵政省編(吉川弘文館、1970年)、42頁。
- (14) 源川真希「日露戦後経営期における農村信仰政策と政党」『歴史学研究』、49頁。
- (15) 『内務省史』第4巻。大震会編。(地方財務協会、1970年)、377～378頁。

## 戦時教育と音楽

- (16) 1937年8月8日にラジオ番組のプログラムとして「北支事変軍歌集」が放送され、9月に『『放送軍歌』第一輯（日本放送協会、1937年）』が出版されている。
- (17) 本書の編者は白秋と懇意にしていた小松耕輔であるが、出版社のアルスは北原が実弟とともに設立したものである。『日本愛國唱歌集』（アルス出版、1940年）。
- (18) 河口道朗「音感教育の特徴と変質過程」『音楽教育史論叢』第Ⅱ巻（2005年）、185～186頁参照。
- (19) 『音楽俱楽部』8月号（1941年）。
- (20) 『教育音楽会報』第219号（1942年1月）。
- (21) 前掲、拙稿「明治後期における内務省の政策論理と兵事行政」参照。
- (22) 藤井忠俊『兵たちの戦争』（朝日選書、2000年）、19～20頁参照。
- (23) 同前、229頁参照。
- (24) 津金澤聰廣『近代日本文化論10 戦争と軍隊』（岩波書店、1999年）、80～81頁参照。
- (25) 手塚は1903年の宇都宮生まれで、帝大を卒業した後に旧制松本高校の教諭となった人物で、戦後にはドイツ文学を専門として東大教授を務めた。主要著書には、『手塚富雄著作集（全8巻）』（中央公論社、1980年）。『ドイツ文学案内』（岩波文庫、1963年）。『ゲーテ 人類の知的遺産』（講談社、1982年）、などが多数ある。
- (26) 手塚、『一青年の歩み』（講談社、1966年）、8～9頁。本文中の「パ」とは「写真パ」と通称された四角型のメンコ。
- (27) 同前、10～11頁。
- (28) 中西光夫・高橋一司「愛知県教育100年史 第五章 戦争と愛知教育」『教育愛知』第18巻第11号、62頁。新城の小学校長を勤められた執筆者の中西氏は、5年間に亘って『教育愛知』の編纂に当たられ、同稿は豊川・千両の小学校教頭・高橋氏の資料提供を基に書かれたもの。また中西氏自身でも石材業者への取材を行って証言を取っている。
- (29) 同前、63頁。
- (30) 鹿野政直『鹿野政直思想史論集』第5巻。（岩波書店、2007年）、162頁参照。
- (31) 「新訂尋常小學唱歌編纂の趣意」『国定教科書編纂趣意書』第7巻（国書刊行会、2008年）、344～345頁。原典は「大日本圖書昭和11年刊」による。
- (32) 『音楽之友』7月号（1943年）。

## 著者プロフィール

伊勢弘志（いせ・ひろし） 昭和52年大分生まれ  
明治大学大学院文学研究科史学専攻 博士後期課程修了。博士（史学）。  
現在、明治大学文学部兼任講師、桜美林大学非常勤講師。  
主要業績：「明治後期における内務省の政策論理と兵事行政」『軍事史学』第48巻第2号、2012年。「『嘉仁巡啓』に見る国民統制政策と政策主体」『日本歴史』750号、2010年。「国民統制政策における銅像と社会 - 校庭に「二宮金次郎像」が建つまで」『駿台史学』第140号、2010年。「『地方改良運動』の政策主体と社会背景」『文学研究論集』30号、2008年。「大正期の思想潮流についての一考察--思想運動としての『銀河鉄道の夜』」『駿台史學』131号、2007年。